

# 八丈町農業委員会

## 第5回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和元年8月26日(月)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和元年8月26日(月) 9:00～11:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

|         |    |            |    |    |       |
|---------|----|------------|----|----|-------|
| 会長      | 14 | 沖山 慶孝      | 委員 | 6  | 浅沼 實  |
| 会長職務代理者 | 13 | 浅沼 博之      | 〃  | 7  | 菊池 家司 |
| 委員      | 1  | 磯崎 正       | 〃  | 8  | 大澤 正雄 |
| 〃       | 2  | 伊勢崎 武二(欠席) | 〃  | 9  | 菊池 勝男 |
| 〃       | 3  | 菊池 國仁      | 〃  | 10 | 奥山 完己 |
| 〃       | 4  | 菊池 寛       | 〃  | 11 | 青木 保憲 |
| 〃       | 5  | 磯崎 典雄      | 〃  | 12 | 沖山 宗春 |

4.農業委員欠席：1名

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

|    |   |       |    |   |       |
|----|---|-------|----|---|-------|
| 委員 | 1 | 菊池 睦男 | 委員 | 5 | 浅沼 隆章 |
| 〃  | 2 | 加藤 純生 | 〃  | 6 | 浅沼 孝教 |
| 〃  | 3 | 笹本 守彦 | 〃  | 7 | 奥山 利平 |
| 〃  | 4 | 西條 忍  |    |   |       |

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7.会議録署名委員の指名：11番 青木 保憲委員、12番 沖山 宗春委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 5) 議案第3号 非農地証明交付申請について
- 6) 報告第3号 前回総会の経過
- 7) その他

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、事務局 浅沼 利光  
事務局 廣瀬 悠志、事務局 大宮 晴香

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

- 4) 八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ
- 5) 八丈支庁産業課農務担当 主任 飯田 将行
- 6) 島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11.傍聴人：0名

[ 会議内容 ]

議長 それでは時間となりましたので第5回総会を開催いたします。それでは本日の会議録署名委員ですが11番委員・12番委員をお願いします。次に会長活動報告を行います。

会長 会長活動報告

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議件の方に移って参ります。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和元年8月26日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振内 面積

1,593.00平方メートル合計筆数1筆となり合計面積は1,593.00平方メートルとなり、有償での譲渡とのことです

譲渡人 は、高齢により現在島外の施設に入居されており今後耕作する見込みが無い  
ため譲渡する。譲受人 、譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用  
していく。作付予定作物は、ルスカス（施設）の耕作を計画されておられます。

参考までの売買価格として、100万での取引で行うとのことです。

番号2農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振外 面積

905.00平方メートル合計筆数1筆となり合計面積は905.00平方メートルとなり、  
有償での譲渡とのことです。

譲渡人 ・ ・ ・ は現在全員島外在住で、今後耕作する見込みが無  
いため譲渡する。譲受人 は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物は、あしたば（露地）の耕作を計画されておられます。

参考までの売買価格として22万での取引で行うとのことです。

続きまして、申請地等の説明に移ってまいります。...

番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

（譲渡人や譲受人の説明）

最後に許可要件について説明します。番号1の農地の譲受人につきましては、現在町の研修センターで研修生として農業を学んでおり、来年度今回取得予定の農地で施設整備を行い、ルスカスを定植し、2年後の研修センター卒業後の経営基盤とする予定です。認定新規就農者として今後もルスカスを主体とした農業を行っていくとのことですので許可することに問題ないものかと見込んでおります。

150日以上の上時従事要件も問題ありません。下限面積についても下限1アールを超えておりますので問題ありません。

最後の地域との調和に関しましても周囲に調和した農業を行っていききたいとのことです。

番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2申請地説明】

（譲渡人や譲受人の説明）

最後に許可要件について説明します。番号1の農地の譲受人につきましては、本職は漁師ですが、漁に出れない日などを利用し奥さんと協力しながらアシタバを栽培したいとのことです。以前1年間程 さんにアシタバ栽培を教えてもらい栽培も経験しており、今後はアシタバ部会に入会したいとのことです。また入会後はアシタバ部会会長が栽培指導や販路について指導を行うとのことですので許可することに問題ないものかと見込んでおります。

150日以上の上時従事要件も確認とったところ問題無いとのことです。下限面積についても下限1アールを超えておりますので問題ありません。

最後の地域との調和に関しましても周囲に調和した農業を行っていききたいとのことです。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。それではそれぞれの農地につきまして、推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号1農地に関しまして、地区推進委員4番から意見を伺いたいと思います。4番推進委員お願ひします。

推進委員 4 番 現地確認を行ったところ整地すればすぐに使える状況で、 さんについても現在研修センターで頑張っているとのことなので、是非許可いただけるようよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 7 番委員お願いします。

農業委員 7 番 さんは現在施設に入居されているとのことでご自身では耕作出来ない状況です。その土地を今回研修センター研修生の さんが使用することは大変良い事だと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。  
...無いようでしたら議案第 1 号 1 番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号 1 番については承認することに決しました。

議長 続きまして番号 2 農地に関しまして、地区推進委員 2 番から意見を伺いたいと思います。2 番推進委員お願いします。

推進委員 2 番 現地確認を行ったところ整地すればすぐに使える状況で、問題無いと思われますので、是非許可いただけるようよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 4 番委員お願いします。

農業委員 4 番 2 番推進委員と現地確認をしたのですが、すぐ使えるような状況です。また譲受人は漁師をしながらアシタバ栽培も奥さんと頑張るとのことですのでよろしくお願いいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。  
...無いようでしたら議案第 1 号 2 番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号 2 番については承認することに決しました。

議長 それでは続きまして。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について

意見を求める。

令和元年8月26日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振内 面積

1,366.00平方メートル合計筆数1筆となり合計面積は1,366.00平方メートルとなります。内容といたしましては 新規 での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者 利用目的は野菜(アシタバ)畑としての計画です。設定期間は令和元年9月1日から6年の契約となっておりますので終期が令和7年8月31日となっております。

賃借料は 無償 との契約内容となっております。

番号2農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振内 面積

1,878.00平方メートル 合計筆数1筆となり合計面積は1,878.00平方メートルとなります。内容といたしましては 新規 での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者 利用目的は果樹(パッションフルーツ)とのことです。設定期間は令和元年9月1日から10年の契約となっておりますので終期が令和11年8月31日となっております。

賃借料は33,000円/年との契約内容となっております。

番号3農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振内 面積

400.00平方メートル合計筆数1筆となり合計面積は400.00平方メートルとなります。内容といたしましては 新規 での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者 利用目的は野菜(キノコ類・菌床栽培)とのことです。設定期間は令和元年9月1日から10年の契約となっておりますので終期が令和11年8月31日となっております。

賃借料は33,000円/年との契約内容となっております。

...続きまして所在等対象地の説明に移って参ります。

番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

#### 【番号1申請地説明】

(譲渡人や譲受人の説明)

続きまして許可要件について説明します。利用権を設定される さんは現在高齢でご自身で出来る規模以外の農地を貸し有効利用してほしいとの意向で、今回の農地を貸し出すとのことです。利用権設定を受ける方になります さんにつきましては、認定農業者として現在アシタバ栽培を奥さんと共に行っております。全部利用効率・就農日数の要件それぞれ設定することに問題ないものと見込んでおります。

番号2・3農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 2・3 申請地説明】

(譲渡人や譲受人の説明)

続きまして許可要件について説明します。利用権を設定される さんは現在高齢でご自身で出来る規模以外の農地を貸し有効利用してほしいとの意向で、今回の農地を貸し出すとのことです。利用権設定を受ける方になります さんにつきましては、 氏より栽培技術などを2年間学んで今後パッションフルーツを精力的に栽培していきたいとのことです。現在推進委員としても活躍されまた10月には認定農業者として認定される予定となっています。全部利用効率・就農日数の要件それぞれ設定することに問題ないものと見込んでおります。

もう一方の につきましては4年ほど個人で菌床栽培に取り組み栽培技術の向上及び大量生産が出来る状況となったため、平成30年1月に株式会社となり会社法人として、シイタケの菌床栽培を行っている法人であり、全部利用効率・就農日数の要件それぞれ設定することに問題ないものと見込んでおります。

説明は以上となります。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。それではそれぞれの農地につきまして、推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号1農地に関しまして、地区推進委員4番から意見を伺いたいと思います。4番推進委員お願いします。

推進委員4番 現地確認を行ったところ整地すればすぐに使える状況で、 さんにつきましても奥さんとアシタバ栽培を頑張っているとのことです。是非許可いただけるようよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います7番委員お願いします。

農業委員7番 草木が多少生えていますがすぐに使える農地だと思います。大変良い事だと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。  
...無いようでしたら議案第2号1番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号1番については承認することに決しました。

議長 続きまして番号2・3農地に関しまして、審議を行いたいと思いますが、関係者がいるので一時退室を願います。(退室後)農業委員7番から意見を伺いたいと思います。  
7番農業委員をお願いします。

農業委員7番 2番及び3番農地については、以前農業委員会でも視察に行った施設が建っている農地です。きれいに使用されており、問題無いと思われまますので、是非許可いただけるようよろしく願いいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。  
...無いようでしたら議案第2号2番・3番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号2番・3番については承認することに決しました。それでは関係者の入室を許可します。

議長 それでは続きまして。議案第3号非農地証明交付申請についてを上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号非農地証明交付申請について 下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、審議(意見)を求めます。

令和元年8月26日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

農地の所在 大字 登記 畑 現況 雑種地 農振区分 農用外 面積6.59平方メートル内容といたしましては、非農地証明願の届出によるものとなります。

所有者氏名 非農地の事由 平成5年に 番から分筆された本筆(6.59平方メートル)は、昭和61年から他者が所有する水道タンクが設置されており、農地としての役割を20年以上果たしていない、また周辺農地に集約しづらい位置にある。

"続きまして、対象地の順路、状況などについて説明してまいります。..."

番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。広域図の印がございます、都道八丈循環線の大勝組前の印より、永郷方面へ50m進むと右斜め上に入る道があるので、右折し60m進んだ右手側に象地が存在します。

8月14日に3番委員及び2番推進委員・事務局と現地調査をしました。6.59㎡と極狭地で回りの農地からも一段上がった状況でした。現在給水タンクが設置されており、農地としての利用は困難な状況でありました。非農地証明を許可しても問題はないと事務局としては考えております。以上で、現地調査報告を終わります。

説明は以上となります



ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 説明が終わりました。それでは農地につきまして、推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号1農地に関しまして、地区推進委員2番から意見を伺いたいと思います。2番推進委員お願いします。

推進委員2番 現地確認を行ったところ農地として利用できる状況ではないと思われしますので、是非許可いただけるようよろしくお願いいいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います3番委員お願いします。

農業委員3番 事務局と2番推進委員と現地確認したのですが、水道タンクが設置されており、農地としての利用は見込めないと思われるので、よろしくお願いいいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。  
...無いようでしたら議案第3号1番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号1番については承認することに決しました。

議長 それでは続きまして、報告第3号前回総会の経過についてですがこの件につきましては、皆さん目を通していただければと思います。

議長 それでは最後に次回総会日程ですが、9月25日(水)午前9時00分から行います。  
本日の議案及について全て終了したため閉会とします。